

。同卅年(六十四歳)七月七日馬岳磯石城由來開答ヲ著ス。同九月十六日、紫川名所誌ヲ著ス。

。同卅一年(六十五歳)三月南津尾殿碑銘ヲ記ス。同五月廿八日、孝子向井兄弟傳ヲ著ス。

。同卅三年(六十七歳)十月八日菊乃野分ヲ著ス。

。同卅四年(六十八歳)三月十日筑古跡名残ヲ著ス。

。同卅五年(六十九歳)一月三日筑前頼野千勝神社縁起。同六月廿八日長浜漁獲考ヲ著ス。同月十五日筑前野神社考ヲ著ス。同七月廿五日筑前山野神社ヲ著ス。同十一月九月、恵蘇山陵考ヲ著ス。

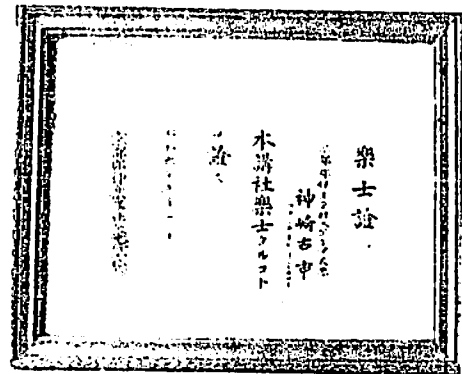
。同卅七年(七十歳)九月六日午前一時ヨリ病氣起ル。

付記

。明治卅九年十月十六日、神理教・教祖(大教主菅長)百萬の信徒に惜しまれつつ安らかに、七十三歳で大往生を遂げられる。

楽士證発行と京都郡神楽講社

下伊良原 神崎 昭 吾



「あなたのおやじさんは、細女がおはこやった」(天細女命)、「小がらの人やったき、細女がよくにあつた」等、古老よりよく聞いたものである。しかし、おやじの舞はみたことがないが、笛や鉦を奏でていたのは、子ども心にも見覚えはある。

又、明治神宮や靖国神社に神楽の奉納にいった話も聞かされている。(伊良原の神楽については郷土誌七号にくわしくある)

父の死後(昭和三十三年)愛用していたとみられる横笛は綿布の袋に入れたままにしているが、昭和六年五月一日付けの京都郡神楽講社長、本郷千代彦名発行の父あての「楽士證」が大切に保存しているのに気づき、あらためて若かりし頃の父の面影を偲びつつ

この様なことから、何とか当時の記録でもないかと心がけていたところ、京都郡神楽講社規約と、総会議案、役員会での報告、協議事項等の記録が出てきたので記してみるが、あくまで原文であるところは省略してわかりやすく記してみたい。

記録として残っているのは、昭和六年より昭和十七年までのもので、中には年度のないものもある。

京都郡神楽講社規約

第二條 本講社ハ京都郡神楽講社ト稱シ京都郡神祇支会ニ附屬ス
第三條 本講社ハ京都郡内各所ニ存在スル神楽講院ヲ以テ組織ス
第四條 本講社ハ神前ニ於テ神楽ヲ演奏シ敬神崇祖ノ念ヲ達養シ
神社ノ隆盛斷道ノ發展ヲ圖ルヲ目的トス

第五條 本講社ハ京都郡神祇支会ニ本部ヲ設ケ神楽講所在地毎ニ支部ヲ設ケルモノトス

第六條 本部ニ左ノ役員ヲ置ク

講社長 一名 副講社長 一名
常任幹事 一名 幹事 二名

第七條 本部役員ハ京都郡神祇支会役員を以テス

第七條 本部役員ノ職務ハ左ノ如シ

講社長ハ講社ヲ代表シ講社ニ関スル一切ノ職務ヲ総理ス
副講社長ハ講社長ヲ補佐シ講社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代
理ス
常任幹事ハ講社長、副講社長、指揮ヲ受ケ庶務會計ニ従事ス
幹事ハ常任幹事ヲ補佐シ常任幹事故アルトキハ其ノ職務ヲ代
理ス

第八條 支部ニ左ノ役員及顧問ヲ置ク

一、役員

支部長 一名 副支部長 一名

主事 一名

二、顧問 若干名

第九條 支部役員ハ支部員ノ互選トシ顧問ハ地元神職ヲ以テ之ニ

充ツ

第十條 支部役員ノ職務ハ左ノ如シ

支部長ハ其ノ支部ヲ代表シ部内一切ニ関スル事務ヲ統理ス

副支部長ハ支部長ヲ補佐シ支部長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代

理ス

主事ハ支部長、副支部長ノ指揮ヲ受ケ職務會計ニ従事ス

第十一條 本部及支部ノ役員ノ任期ハ三ヶ年トシ重任ヲ防ゲズ

但缺員ヲ生ジタルトキハ直チニ補缺選舉ヲ行フモノトス

ノ場合ハ前任者ノ残任期間トス

第十二條 支部ニ於テ役員ヲ選舉シタル場合ハ直チニ本部ニ届出

スルモノトス

又ハ廃止スルコトヲ得ズ

第二十五條 本規約ハ昭和六年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年四月廿五日

上、下伊良原高木神社々々

熊谷 熊夫

京都郡神職支会長

本郷 千代彦 殿

神樂講社員氏名報告之件

神樂講社員氏名左記ノ通届出候ニ付及報告候也

記

上伊良原支部

支部長 中川 登 明治三五、一、一〇

副 〃 原田 知吉 明治三七、三、二〇

主事 原田 勇雄 明治三九、八、二一

原田 義雄 〃 四一、八、二三

緒方千栄蔵 〃 四三、三、一七

進 実 大正二、二、二一

森下 発伊 〃 三、三、一〇

中川 松雄 〃 五一、三〇

下伊良原支部

第十三條 本部及支部ノ役員ハ届出ニヨリ講社長之ヲ囑託ス
第十四條 役員ニアラザル京都郡神職支会員ハ之ヲ賛助員トス
第十五條 講社員ハ左ノ諸項ヲ遵守スルモノトス

一、本部及支部ニ於テ議決シタル諸般ノ事項

二、事ヲ緩慢ニ附シ講務ニ障害ヲ爲サザルコト

三、言行ヲ慎ミ徳義ヲ重ンズルコト

四、神前ニ於テ不敬ノ行為ヲ爲サザルコト

第十六條 本講員タラントスル者ハ支部員ノ承認ノ上支部長之ヲ

講社長ニ報告シ講社長ヨリ賛助員ノ交付ヲ受クルモノトス

第十七條 講社員ニシテ退社セントスルトキハ支部員ノ承認ヲ得

支部長之ヲ講社長ニ報告スルモノトス

第十八條 講社員ニシテ第十五條ニ違反シ又不都合ノ行為アリト

認メタル場合ハ賛助員ヲ返納セシメ退社ノ處分ヲナスモノ

トス

第十九條 本講社ハ第三條ノ目的ノ達成其他ノタメ毎年一回以上

役員会及總會ヲ開催ス

第二十條 本部ノ經費ハ支部ノ負担金又ハ寄贈金ヲ以テ之ニ充ツ

第二十一條 支部ノ經費ハ支部員ノ負担トス

第二十二條 支部ノ資産及什器ハ其ノ支部ニ於テ處理スルモノト

ス

第二十三條 本規約実行上必要アルトキハ細則ヲ設ケ

但此ノ場合ハ賛助員及支部長副支部長ノ承認ヲ經ルモノトス

第二十四條 本規約ハ役員ノ三分二以上ノ同意アル場合ノ外変更

支部長 緒方 政男 明治二六、三、四

副支部長 松本 徳治 〃 二四、五、二五

主事 天手 光蔵 〃 三〇、四、四

吉本 民蔵 〃 二五、八、一

神崎 古市 〃 二五、七、二五

松本 五郎 〃 四〇、三、二二

緒方 二二 〃 四〇、一、九

緒方 要蔵 〃 四一、一、一五

緒方 栄市 〃 四三、一〇、一〇

松本 三行 〃 四三、一〇、一

竹内 鶴雄 大正五、六、一八

相談役 白川 義信 明治二一、二、一九

相談役ハ規定ニナキモ役員配置上白川義信ヲ顧問トカ相談役ニ据

ヘザレハ折合兼ナル旨申出アリ一応報告致置候委細ハ御面談

昭和七年三月二十五日

京都郡神樂講社總會議案

一、講演会開催ニ関する件

本部提出

斯道ニ関する知識ノ向上普及ヲ図ルタメ各支部ニ於テ一日間

講演会ヲ開催シテハ如何

二、豊津招魂祭神樂演奏ニ関スル件

豊津招魂祭ハ郡祭ナルヲ以テ各支部交代シテ神樂ヲ演奏スル

コトニシテハ如何

三、諸社員名簿二開スル件

昭和七年四月一日現在ニテ標記名簿調整ノ心組ナリ仍テ左記事項ノ協定ヲ乞フ

記

(イ) 庶務版又ハ活版

(ロ) 各支部一部宛又ハ各諸社員一部宛

昭和七年十月十九日於京都郡神樂講社役員会

報告、協議事項

一、昭和六年度講社經費収支決算

決算書別紙

承認

二、昭和六年度講社樂士證交付料現在額

調査別紙

承認

三、昭和七年度講社經費収支豫算

豫算書別紙

修正可決

四、会議開催時期二開スル件 稲童支部提出

役員会 毎年四月上旬又ハ月中旬 可決

総会 毎年九月上旬又ハ月中旬 (但本年二限り三月中旬)

昭和八年三月三十一日

京都郡神樂講社総会議案

本部提出

一、被郡村徳水支部ノ處置二開スル件

説明口述 (四月十日迄樂士證交付料及課出金ヲ納入セザル場

合ハ脱退シタルモノト認メ役員会ニ報告ス)

二、昭和八年度神樂演奏配置二開スル件

説明口述 抽籤トナル 決果別紙

上梓多支部提出

一、(イ) 支部顧問、支部役員葬儀ノトキハ講社長参列シ弔詞ヲ朗読セラレタキコト、但講社長事故アル場合ハ本部役員代理トシテ参列シ講社長ノ名ヲ以テ弔詞ヲ朗読ヲ乞フ。

(ロ) 一般諸社員葬儀ノトキハ当該支部顧問又ハ支部長講社ヲ代表シテ参列シ講社長ノ名ヲ以テ弔詞ヲ朗読セラレタキコト但支部顧問、支部長差支ヘノ場合ハ当該支部役員代理ヲ乞フ

(イ) 各支部内ニ死亡者アリタル場合ハ其ノ支部全員会葬スルコト右建議ス。(役員会ニ於テ規程ヲ定ム) 可決

昭和八年四月十六日 神樂講社役員会

報告 協議 指示事項

一、被郡村徳水支部二開スル件

報告口述 樂士證交付料ハ納入済課出金ハ近日内納入ノコトナリヌルヲ以テ除名ヲ一事保留ス 承認

二、規約中改正ノ件

契約 可決

第十七條 「諸社員ニシテ退社セントスルトキハ支部員ノ承認ヲ得支部長之ヲ講社長ニ報告スルモノトス」トアル「講

七、支部事務二開スル件

(イ) 本部ヨリ通牒ヲ受ケタル件ハ迅速ニ處理スルコト

(ロ) 本部ヨリ照会ヲ受ケタル場合ハ直チニ回答スルコト

(ハ) 入退社死亡等アリタルトキハ其ノ都度速力ニ本部ニ報告スルコト

(ニ) 役員ニ缺員ヲ生ジタル際ハ直チニ補缺選舉ヲ行ヒ本部二届出ルコト

實行ス

承認

京都郡神樂講社弔慰規程案

第一條 役員・名譽職、及諸社員死亡ノ際ハ弔慰料金壹圓ヲ贈ルモノトス

第二條 本部役員葬儀ノトキハ各支部ヨリ代表者一名宛参列シ講社長弔詞ヲ朗読ス

第三條 支部顧問、支部役員葬儀ノトキハ該支部全員参列シ講社長弔詞ヲ朗読ス

第四條 一般諸社員葬儀ノトキハ該支部全員参列シ当該支部顧問又ハ支部長ニ於テ講社長ノ名ニヨリ弔詞ヲ朗読ス

第五條 賛助員葬儀ノトキハ講社長弔詞ヲ朗読ス

第六條 葬儀ノ通知ハ左ノ各項ニ依ル

一、第二條ハ本部ヨリ各支部ニ急報ス

二、第三條支部役員ハ該支部ヨリ本部ニ速報ス

三、第四條ハ該支部ヨリ本部ニ報告ス

社員ニシテ退社又ハ死亡シタルトキハ支部長之ヲ講社長ニ報告スルモノトス」ニ改正シタシ

外ニ第二十四條中「三分一以上トアルヲ」二分一以上ニ改正ス

(備考、神職会總會ニ提出シ賛助員ノ承認ヲ經テ施行ス)

三、弔慰規定制定ノ件

去月三十一日總會ニ於ケル決議ニ基キ弔慰規程ヲ制定致シタ

シ弔慰規程案別紙

可決

四、昭和八年度經費収支豫算

豫算書別紙

可決

五、課出金納入方二開スル件

毎年度ノ課出金ハ役員会當日納入スルコトニ定メ居ルモ當日ハ愚力數回督促スルモ尚納入セス甚ダシキニ至リテハ年度ヲ過ケルモ未納ノ支部迄々有之事業ノ遂行義務ノ處理上ニ多大ノ支障ヲ生ズルニヨリ今後ハ役員会當日必ズ納入セラレタシ

實行ス

承認

六、役員会及總會出席二開スル件

役員会及總會ハ毎年度一回宛開催ノ出席者極メテ僅少ニシテ甚ダシキハ全員欠席ノ支部多々有之洵ニ遺憾トス向後ハ役員会ニハ一部ヨリ少ナクトモ二名位ハ出席相成度總會ニハ全員ノ三分一位ハ出席致ス様取計ヒテ望ム

實行ス

承認

四、第五條ハ本部ヨリ各支部ニ報告ス

五、前各項ノ外ハ京都郡神樂講支会弔慰規程ニ據ル

第七條 一般講社員ノ弔慰料ハ該支部ニ於テ一時取替ヘ贈呈シ本部ニ請求スルモノトス

第八條 各支部部内ニ於ケル弔慰規程ハ其ノ支部ニテ定ムルコトヲ得

第九條 本規程八昭和八年 月 日

弔 詞 案

一般講社員ノ分

謹ミテ故京都郡神樂講社員何某君ノ靈前ニ告ゲ
君ヤ、昭和何年何月何日本講社ニ加入シテ以來此處ニ何ケ年、謹厚清廉一点浮華ノ心ナク孜々トシテ演技ヲ練磨シ日夜斯道ノ研鑽ニ努メシカバ必ズヤ將來ニ俟ツ所多カリシニ不幸病ニ冒サレ遂ニ逝ク講社員一同哀惜(惜カザルモノアルハ故アル哉極マリナシ)
本日葬送ノ式ヲ挙ゲラルルニ當リ茲ニ京都郡神樂講社ヲ代表シ衷心弔意ヲ表ス

昭和何年何月何日

京都郡神樂講社長 何 某

役員其ノ他ノ分

謹ミ敬ヒテ故何某君ノ靈前ニ白ス

京都郡神樂講社創立ノ際(昭和何年何月何日)何役ニ就任シテ以

支部ヲ設置シ有久支部ト稱ス

昭和九年三月二十九日 講社總會ヨリ

一、講社弔慰規程ニ関スル件

客年四月十六日講社役員會ニ於テ決議シタル講社弔慰規程ハ七月十九日賛助員ノ承認ヲ得タルヲ以テ本年四月一日ヨリ施行シタシ

二、神樂演奏割當ニ関スル件

可 決

説明口述

満場一致ヲ以テ抽籤ニヨリ演奏割當ニ決ス

割當別紙ノ通り

三、築上郡奏樂社ニ関スル件

。築上郡モ本部ニ倣ヒ昨年ヨリ神職會附屬トシテ築上郡奏樂社ヲ組織シタル處他郡市ヨリ築上郡内ニ神樂演奏ニ行キタル場合ハ一回ニ付二円ヲ徴収セラル、コトニナレリ本講社ノ之ニ對スル方法如何ニ

築上郡ノ神樂講が本部内來リテ神樂演奏ノ場合ハ

一回金貳円宛徴収ス、徴収ハ受持神職ニ依頼ス

四、祓郷徳永支部ニ関スル件

説明口述 誠意ナキニ依リ除名ス

昭和十年三月二十九日講社總會ニテ

一、賛助員及講社員ノ死亡(報告)

來克ク其ノ職責ヲ重ンジ(講務總理シ。支部ヲ統理シ)。常ニ敬神ノ軌範ヲ示シ支部員ヲ指導督勵シ演技ノ向上ヲ圖リ斯道ノ發展ニ努メ講社ノ今日アルハ君ニ負フ所多ク崇高ナル人格ヲ仰ギシニ(不幸病魔ニ冒サレ永眠セラル、誠ニ哀惜ニ堪ヘズ。又ハ惜哉病弱ノタメ遂ニ逝去セラル洵ニ哀別ノ情ニ堪ヘズ)

京都郡神樂講社千代代表シ篤ク英靈ヲ弔フ

昭和何年何月何日

京都郡神樂講社長 何 某

昭和九年三月二十九日 講社役員會ヨリ

四、支部役員囑託狀ニ関スル件

本年四月三十日ヲ以テ各支部役員ノ任期満了ニ付五月一日ヨリ就任スベキ役員ニ對シ囑託狀ヲ授與ス

然ルニ昭和六年五月ニ印刷シタル囑託狀ハ残り九枚ナルヲ以テ新ニ印刷ヲ要ス仍テ一通拾五錢(一支部三名ニ付三通四十五錢)ノ實費ヲ申受ケタシ

修正可決

五、樂士證交付料ニ関スル件

昭和六年五月ニ印刷シタルモ殆ンド交付シ盡シ残余ニ通ノミ仍テ今回五十通印刷ノ心組ノ處僅少印刷ハ料金高価ナルニヨリ之ニ伴ヒ本日以後ハ一通ノ交付料ヲ參拾錢ニ致シタシ

可 決

六、祓郷有久ニ神樂講ヲ組織シ本講社ニ加入ヲ出願シタルニヨリ承認ヲ乞フ

承 認

賛助言 白川村大字稲光村社国崎八幡神社々掌 辻 水速氏
講社員 下稗多支部 山田孝夫君

死亡セラル仍テ茲ニ報告ス

二、各支部役員氏名及各支部員氏名調査ノ件(調査)

名簿作製ノタメ標題ノ件ヲ數度照會セシモ報告シタル支部ハ半數ナリ作製上困難ニ付本日再調査

昭和十年三月二十九日 講社役員會ニ於テ

三、祓郷徳永支部設置ノ件(報告)

客年九月十一日ヲ以テ祓郷徳永神樂講ノ本講社復帰ノ可否ヲ表決シタルニ

可 十三

否 ナシ

仍テ祓郷徳永支部ヲ設置ス

四、下正路神樂講加入ノ件(是ヨリ以下協議)

下正路神樂講(行橋)ヨリ本講社ニ加入致シタキ旨ノ申出デアリタリ、加入ノ承認ヲ乞フ

承認ノ上ハ下正路支部ヲ設置ス

六、南原支部ノ措置ノ件

説明口述 解散シタルモノト看做シ講社ヨリ除ク

七、扇谷支部ノ措置ノ件

説明口述 解散シタルモノト看做シ講社ヨリ除ク

八、各支部ヨリノ提出議案

光富支部提出

可決一、講社總會ニ於テ割当テタル神樂演奏箇所ニハ競争セザルコト

出席支部顧問一同提出

可決一、新加入ノ支部ニハ金五圓ヲ講社ニ納入セシムルコト尚規約ニ挿入要望

可決二、各都市ニ神樂演奏ヲ宣傳スルコト

昭和十一年三月二十七日

京都郡神樂講社役員会及總會出席者氏名

本部 副講社長 重村榮教 幹事 熊谷熊夫

常任幹事 廣瀬 涉

支部顧問 鐘畑 上高屋 横瀬支部顧問 谷守親松

光富支部顧問 河口種夫

各支部

黒田支部 副支部長 梅林榮之助

上稗田支部 支部長 平川助七

下稗田支部 支部長 定村安太郎

道場寺支部 支部長 亀田政藏

稲童支部 支部長 廣門安太郎 加来戸一郎

鐘畑支部 副支部長 新新之助 藤川一 立田勇

上高屋支部 副支部長 福倉宗雄

光富支部 支部長 山本綾彦

横瀬支部 支部長 毛利筆吉 油田百市

上伊良原支部 支部長 原田氏

下伊良原支部 支部長 緒方政男

有久支部 中島則夫 中島正夫 中村春夫

下正路支部 副支部長 渡辺 榮 金田喜雄 主事

協議事項

一、各支部ヨリノ提出議案

顧問一同提出

可決一、神樂演奏ノ割当ハ役員会ニ於テ行フコト

下伊良原支部提出

可決一、神樂演奏ヲ競争セズ互ニ援助スルコト

二、昭和十一年度神樂演奏割当ノ件

説明口述 抽籤ニ依リ別紙ノ通りニ定ム

備考、本年度白籤ノ支部ハ明年度ニ於テ優先權ヲ與フ

但シ、抽籤ニ遅刻ノ場合消滅ス

昭和十二年三月二十七日於講社總會

一、講社員名簿作製ニ付各支部ノ八名調査ノ件

説明口述

二、昭和十一年度講社經費收支豫算

豫算君別紙

三、昭和十一年度講社經費收支決算

決算書別紙

四、昭和十年度講社、楽士証、囑託状、交付料現在額調

現在額調書別紙

五、大被詞(折本)實費分與ノ件

説明口述

六、講社賛助員死亡ノ件

厚川村郷社生立八幡神社々司 熊谷 雷公氏

椿市村高来村社貴船神社々掌 上村 龜太郎氏

昭和十二年三月二十七日

京都郡神樂講社役員会及總會出席者氏名

本部 副講社長 熊谷熊夫 理事 塩田 守

常任理事 広瀬 涉 監事 広瀬積司、今井三郎

支部顧問 光富 川口種夫 黒田 定村親負

鐘畑上高屋横瀬 谷森親松

椿市徳永 重村正澄

各支部

黒田支部 城戸俊夫 鐘畑支部 主事 立田佐六

道場寺 亀田政藏 上高屋支部 嶋田陽造

稲童支部 加来戸一郎 廣門左太郎

有久支部 主事 中島国松 中島達治

下正路支部 副支部長 渡邊 榮

光富支部 支部長 山本綾彦

横瀬支部 支部長 毛利筆吉

下伊良原支部 主事 松本五郎 緒方藤松

四、講社規約改正ノ件

可決

一、講社ヲ脱退シ再加入ノ場合ハ一支部当リノ基本金ノ差額ヲ

徴収スルモノトスル

2、課出金ヲ二ヶ年間引続キ未納シタルトキハ役員会ノ決議ヲ

之ヲ除名ス

五、椿市徳永支部ニ関スル件

可決

昭和八年度以降ノ課出金未納、同年度以降會議ニ不參

決議、一応課出金納入方ヲ督促シ納入セザル場合ハ除名ス

六、本年四月新田原ニ於テ懇親會舉行ノ件

可決

昭和十三年四月二十一日

京都郡神樂講社總會ニ於テ

一、正大被詞(折本)實費分與ノ件(協議)

一部十五錢 分與希望者ハ本日申出デラレタシ

三、講社規約製本ノ件(報告)

可決

標記規約製本中ニ付講社員名簿ト共ニ各支部三部宛輪送ス

八、現在ノ講社本部役員氏名付住所(報告)

講 社長 廣瀬正和 行橋市大橋

副講社長 熊谷熊夫 伊良原村下伊良原

常任理事 廣瀬 涉 行橋町行事

理 事 塩田 守 養島村

監 事 廣瀬積司 刈田町馬場

今井三郎 豊津村豊津

九、支部顧問、賛助員死亡1件(報告)

上高屋 鑑畑 横瀬支部顧問 谷森親松氏
賛助員 高木伴雄氏

昭和十三年四月二十一日 役員会ニ於テ

一、昭和十三年度神楽演奏部当ノ件

説明口述 御当表別紙

可決

二、支部中除名ノ件

(イ)椿市徳永支部

理由 昭和八年度以降ノ課出金未納

同年度以降 会費二不参

(ロ)與原支部

理由 昭和十年以降ノ課出金未納

同年度 以降 会費二不参

備考 昨年ノ講社役員会ニ於テ二ヶ年間課出金ヲ未納シタル

場合ハ除名スルコトニ決議セリ

三、各支部ヨリノ議案

鑑畑支部提出

神楽演奏部金増額ノ件

神職ニ於テ考慮スルコト

修正可決

四、黒田支部 下稗田支部 一時脱退ノ件

説明口述

昭和十四年度京都神楽講社経費収支決算書

収入 貳拾圓五拾八錢

支出 拾四圓參拾錢

差引残 六圓貳拾八錢 昭和拾五年度へ繰越

※以下収入支出細目は略す

昭和十五年度京都神楽講社経費収支決算書

収入 一金拾九圓九拾壹錢

支出 一金 七圓八拾八錢

差引残 金拾貳圓參錢 昭和拾六年度へ繰越

※以下収入支出細目は略す

昭和十七年度京都神楽講社経費繰越金現在額

一、金拾貳圓拾錢

前年度繰越高

収入 金參拾貳錢 郵便貯金利子

合計金拾貳圓五拾貳錢 郵便貯金

支出 無

昭和十七年度京都神楽講社業士証並囑託交付料

現在額 一、金四圓貳拾六錢 前年度繰越高

収入 金拾壹錢 郵便貯金利子

合計金四圓參拾七錢 郵便貯金

支出 無

昭和十七年度京都神楽講社基本金現在額

一金參拾貳圓四拾五錢

前年度繰越高

収入 金八拾九錢

郵便貯金利子

合計金參拾參圓參拾四錢

郵便貯金

支出 無

おわりに

神楽は各村々の鎮守の社の澄んだ大氣を通し、笛太鼓、鉦の音が
ひびいてくる。その起源を掘りおこせば、神代といはれる遠い昔か
ら、里人の深い信仰の中から生きてきたものと思う。

こうして京都で伝承し続けている神楽を途絶えることなく、続
けて行くという事で、神官を中心に各支部を置き、里人の力強
い信仰を地域共同体の中で永く生きつづける様にとの願いから、京
都神楽講社が生まれたものと思う。

◎会員名簿 (五十音順)

青木チエ子	岡野 清隆	神崎 昭吾	中川トキエ	広津友一郎	山口 公子
荒尾 三喜	緒方 石夫	坂本 由夫	中島 ミツル	福島 栄	山下 熊治
荒瀬 文良	岡田 朋来	笹原 登止	中島 フミ	藤井ミトセ	山下 幸子
荒巻 時雄	岡本 二郎	沢井 一郎	中山幸次郎	藤本 竹夫	山下 綾子
有松チト七	小川佐知子	嶋田シズエ	中山とし子	藤野 定行	山本ツギエ
安藤 守	奥 トモエ	清水 森夫	中山 藤雄	柳谷ユキエ	吉武あい子
池田千代子	小田金次郎	清水ツル子	中村 修	古谷キヨ子	吉武 芳彦
一川 淳江	柏木小五郎	下田 信広	永沼 昌弘	前田 俊彦	吉武 清子
市崎 和江	加藤 熱代	庄司 映	永沼 幸子	前田 敦子	吉武 玉枝
伊藤 勇人	加藤フジヨ	進本 忠雄	永尾万千子	牧野 文寿	吉武 利数
稲田 茂晴	金子善右衛門	高橋 秀生	中野憲次郎	松崎 毅	渡辺 昭二
岩城 克俊	上城 工	高橋千代子	長野 日輝	松尾 正俊	渡辺 弘子
岩城 春江	上城 春子	高松 妙子	長野 文夫	松尾 憲	和田 重義
大池 重晃	加冷 直	田中 厚之	西川とみ子	松本 セツ	和田 静香
太田 信正	川寄 鶴代	田中 嘉七	西川ユキノ	松本 正文	
太田八重子	北野フデ子	田中 正豊	西本ヨシエ	村岡フジエ	
大東 重信	木森 勲	棚田 澄男	野中 邦重	村上 里美	
大東 ミキ	木森マサ子	玉江 重子	野崎 光春	村上アキ子	
大場 直	楠木カズ子	塚田しげ子	橋口 一三	村上松太郎	
大羽 清美	熊谷 幸年	中尾 文子	橋本 高幸	茂上ツネ子	
大森イツ子	黒田フミエ	中上カツミ	原田 保男	本山シズコ	
			原田 弘	森田 幸子	

◎賛助会員

犀川町長 進 勉
犀川町議会議長 内山俊一郎

◎役員

会長 上城 工
副会長 神崎昭吾
運営委員 荒巻時雄
永沼昌弘
野中邦重
橋本高幸
一川淳江
森田幸子
中島京子
棚田澄男
渡辺昭二
内田雲龍
山本倫明
清水哲夫

あとがき

。郷土誌「さいがわ」第十三号が多くの方々のご協力によって、豊かな内容になりました。

今回も会員だけでなく、多くの方々から原稿を寄せていただき、さまざまな角度からのバラエティーあるテーマではありますが、充実した内容になったことを嬉しく思います。ご寄稿賜りました各位に厚くお礼申し上げます。

。また、連載としては、特別寄稿していただいた古賀武夫先生の「地名の研究(三)『帆柱』考」をはじめ、貴重な連載原稿を賜りました各氏に対し、心から感謝しお礼を申し上げます。

。本号の編集にあたっては、百ページ以内に収めるために、原稿を縮めていただいたり、紙数を制限したりしたので、十分に筆者の意を尽くせないところもあるかと思いますが、ご容赦をお願い致します。

。地域に眠っている伝承等を発掘し、身近な郷土の歴史や文化に関する記事を、今後とも投稿していただきますようお願いいたします。会員の皆様方の手で、郷土誌「さいがわ」が益々成長発展することを願ってやみません。

編集部

郷土誌 「さいがわ」 第十三号

平成七年三月二十五日 印刷

平成七年三月三十一日 発行

編集・発行 犀川町郷土史研究会

(犀川町教育委員会内)

〒824-02 福岡県犀川町本庄

(Ⅷ) 〇九三〇四 ② 〇〇〇一

印刷 文信堂印刷所

(Ⅷ) 〇九三〇二 ② 〇三三五